解散公告

当社は、平成三十年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月二十六日

宮崎県延岡市北町二丁目二番地一三

有限会社三橋電器

清算人　三橋　**皓示**

解散公告

当法人は、平成三十年三月十一日開催の評議員会の決議並びに鹿屋市長の認可により、平成三十年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月二十六日

鹿児島県鹿屋市寿四丁目一番四三号

社会福祉法人仁和会

清算人　斉之平和夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月二十六日

鹿児島市西坂元町二三番六号

有限会社野田急送

清算人　野田幸一郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成三十年四月十日に社員の欠乏により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月二十六日

福井県敦賀市新松島町八番二九号

医療法人和田医院

清算人　和田　一郎

解散公告

当法人は、平成三十年三月三十一日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月二十六日

高知市東石立町四八番地一二

医療法人尾碕会

清算人の住所　東京都世田谷区桜丘三丁目一〇番一二号

清算人　尾碕　卓司

解散公告（第一回）

当法人は、平成三十年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月二十六日

長崎市本原町三番二七号

学校法人うみのほし学園

清算人　尾高トシ子

解散公告（第二回）

当組合は、平成三十年三月十九日開催の臨時解散総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月二十六日

沖縄県宜野湾市字野嵩七三六番地

宜野湾市我如古4丁目農住組合

清算人　崎間　清徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市鳥取北六丁目四番、最後の住所北海道釧路郡釧路町柏東七丁目七六番地

被相続人　亡　加茂　清隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十六日

北海道釧路市幸町六丁目一番地二号ＡＫビル弁護士法人荒井・久保田総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小田　康夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都小金井市中町二丁目一五一番地、最後の住所埼玉県大里郡寄居町大字寄居一四一番地一旧あさひ銀行社宅内Ａ棟一号室

被相続人　亡　新渡戸　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十六日

埼玉県熊谷市宮町一丁目三二番地　林法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　潔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区上高田四丁目四四番地、最後の住所埼玉県越谷市千間台西一丁目二五番地一四

被相続人　亡　岩田　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十六日

埼玉県越谷市弥生町三番三三号越谷東駅前ビル五階　埼玉東部法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川﨑　慎一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区北大塚二丁目九五五番地、最後の住所埼玉県川越市大字牛子七〇八番地一（ぽぷらの樹）

被相続人　亡　本田　哲雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十六日

埼玉県川越市新宿町一―二〇―一一　佐賀ビル二〇一号

相続財産管理人　弁護士　市川　拓郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区栄四丁目四〇八番地、最後の住所名古屋市中区栄四丁目四番九号西新ビル六〇一号

被相続人　亡　竹中　君子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十六日

名古屋市中区丸の内三丁目二一番三一号協和丸の内ビル五〇一堤・安田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　堤　真吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県愛西市諸桑町郷城一五三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　後藤　進彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十六日

愛知県名古屋市北区東長田町四丁目三七番地

相続財産管理人　司法書士　井上　秀光

第66期決算公告

平成30年3月30日　東京都新宿区市谷田町二丁目37番地

株式会社協成

代表取締役社長　古賀慎一郎

貸借対照表の要旨（平成29年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,912	流動負債	2,513
固定資産	2,563	引当金	8
		他の負債	2,504
		固定負債	151
		引当金	97
		退職給与の他	54
		株主資本	2,810
		資本金	10
		資本剰余金	2,800
		利益準備金	1
		その他利益剰余金	2,798
		（うち当期純利益）	(27)
資産合計	5,475	負債・純資産合計	5,475